

モニタリング概要

1 主な評価項目及び視点

(1) 施設が有する施策目的の達成

見本市会場としての施策目的の達成に向けた施設運営に努めるとともに、利用者サービスの向上（利便性向上）に取組み、利用者ニーズの把握や分析に努めていたか等について評価を行う。

(2) 当初に提案した施設運営方針の整合性

公募の際に提出した「企画提案書」に自ら提案記載した内容に沿った運営方針となっているかなど、企画提案に対する実行性や収支見込みの信頼性・確実性について評価を行う。

(3) 財務状況（収支決算について）

運営についての収支決算状況など財務状況について、効率的な経費支出となっているか、また収益確保など、安定的な運営が可能な財務状況となっているか等について評価を行う。

(4) 維持管理及び安全管理等について

施設の維持補修などを含む安全管理面・防犯防災・緊急対応・苦情等に関する対応等への取組みについての評価を行う。

(5) 契約条件の修正等

現行の契約条件（賃料・用途・その他の条件）についての再評価を実施し、情勢の変化等への適応など、妥当性についての評価を行う

(6) その他

上記（1）～（5）の他、必要に応じて評価が必要と認められる事項についての評価を行う。

2 モニタリング審査にかかる事業者説明

モニタリングの評価及び審査にあたっては、事業者から評価期間における取組み状況や運営の現状などについての説明及び資料等の提出をお願いします。提出書類等は評価・審査の参考とします。

3 実施スケジュール

モニタリングの実施は契約期間満了の最終年度とし、実施にあたっては本市が事業者に対して通知を行います。